

東海地区外国人観光客誘致促進協議会三重県部会規約

(名 称)

第1条 本会は、東海地区外国人観光客誘致促進協議会三重県部会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、東海地区外国人観光客誘致促進協議会規約第11条に基づき設置し、東海地区外客来訪促進計画を構成する三重県内の市町へ外国人観光客の誘致を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前項の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 東海地区外客来訪促進計画を推進するための事業
- (2) その他、本会の目的達成に必要な事業

(組 織)

第4条 本会は、別表に掲げる自治体及び関係団体により組織する。

2 本会には顧問を置くことができる。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

2 役員は、理事の内から、総会において選任する。

(職 務)

第6条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 監事は、本会の会計を監査する。

(理 事)

第7条 本会の事務を円滑に推進するため、理事を置く。

(任 期)

第8条 役員及び理事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総 会)

第9条 本会に総会を置き、次に掲げる事項の議決を得るものとする。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業計画及び収支予算の決定
- (3) その他、会長が必要と認める事項

2 総会は会長が召集し、毎年度1回以上開催する。

3 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

4 議事の議決は、多数決による。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(経 費)

第10条 この会の運営に必要な経費は、負担金及びその他の収入をもって充てるものとする。

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、三重県観光局海外誘客課に置く。

(雑 則)

第13条 この規約に定める他、この会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成10年6月24日から施行する。

2 設立当初の役員の任期及び会計年度は、第9条及び第12条の規定にかかわらず、平成10年6月24日から平成11年3月31日までとする。

3 平成13年7月5日 一部改正

4 平成16年6月28日 一部改正

5 平成17年6月9日 一部改正

6 平成17年7月29日 一部改正

7 平成18年7月7日 一部改正

8 平成21年6月1日 一部改正

9 平成22年6月28日 一部改正

10 平成23年6月21日 一部改正

- 1.1 平成26年6月30日 一部改正
- 1.2 平成27年7月8日 一部改正
- 1.3 平成28年7月14日 一部改正
- 1.4 平成29年7月14日 一部改正
- 1.5 平成30年6月28日 一部改正

第4条（組織）別表

会 員

三 重 県	津 市
伊 勢 市	松 阪 市
桑 名 市	名 張 市
鳥 羽 市	熊 野 市
志 摩 市	伊 賀 市
公益社団法人三重県観光連盟	

顧 問

公益財団法人三重県国際交流財団
